

能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会

設置趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震によって、地すべり、不安定土砂の発生に伴う河道閉塞、地盤の隆起、護岸損傷等が発生した。これらに対しては、国による権限代行などにより応急対策を実施してきたところであるが、令和6年9月に発生した記録的な豪雨によって、不安定土砂が大量に流出する土砂・洪水氾濫が発生するなどし、甚大な被害が発生した。

南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が切迫していること、気候変動による水害・土砂災害の発生頻度が高まっていることを踏まえると、先発の自然災害の影響が残っている状態で、後発の自然災害が発生することで、単発の災害に比べて被害が拡大する「複合災害」の発生頻度が高まることが想定される。

「複合災害」などによる被害を効率的・効果的に減少させるため、先発の自然災害発生後の対応や、能登半島地震後の豪雨によって発生し、大きな被害をもたらした土砂・洪水氾濫など土砂、流木への備えについて検討を行うことを目的に「能登半島での地震・大雨を踏まえた水害・土砂災害対策検討会」を設置するものである。